

栗東市監査委員告示第10号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、令和2年度に実施した監査の結果に対する措置状況を次のとおり公表する。

令和4年3月10日

栗東市監査委員 井之口 秀行
栗東市監査委員 田中 英樹

定期監査

監査対象：財政課

所見事項	措置状況
○公用車の再リース契約については、従来の内容を踏襲するのではなく、金額が適正かどうかその都度検証されたい。	○公用車の再リース契約については、車両の状態等に問題なく、契約満了前のリース料より安価であれば再リースも可能としていますが、リース料の適正化を図るべく、新規リースとして3件の入札を行いました。引き続き、車両価格や過去の入札実績も踏まえながら、リース料の適正化に取り組んでいきます。

監査対象：危機管理課

所見事項	措置状況
○公用車の再リース契約については、従来の内容を踏襲するのではなく、金額が適正かどうかその都度検証されたい。	○公用車の再リース契約につきましては、補助事業も含め安価な方法を都度検証し契約します。第1分団小型動力ポンプについては、自治総合センターのコミュニティ助成事業を、3分団積載車については、消防庁消防団無償貸付車両事業（救助用資機材・小型動力ポンプ搬送車）を、指令車については、日本消防協会共済事業をそれぞれ活用し、いずれも今年度中に整備します。

監査対象：税務課

所見事項	措置状況
○農耕用小型特殊自動車に係る軽自動車税についての住民監査請求が提出された。制度の周知徹底のための具体的な方策検討とともに、可能な範囲で申告漏れに関する調査を実施し、適正かつ公平公正な賦課	○農業用小型特殊自動車における課税について、登録を促すため、申告が必要であるチラシを作成し、販売業者に配布を依頼しました。また、市民税申告書を送付する際に、同様のチラシを同封することで登録を促し、公平な課税を行っていきます。 固定資産税（償却資産）の対象となりうる大型特殊自動

<p>徴収に努力されるよう、監査結果で申し述べたところである。これは軽自動車税に限らず、他の市税についても同様である。今後も適正な調査を行い、課税客体（未申告者）の捕捉に工夫して取り組まれない。</p>	<p>車については、自動車検査協会を通じてデータを取り寄せ課税客体の把握に努めました。また申告対象となる資産について、年末に発送している償却資産申告の手引きに加えて、広報やホームページで啓発を行いました。</p>
---	--

監査対象：子育て応援課

所見事項	措置状況
<p>○家庭児童相談室の室長職が正規職員となるよう、引き続き人事担当部署に働きかけを行い、相談支援体制の強化に取り組まれない。</p>	<p>○人事担当部署への働きかけを行い、本年度から室長職は正規職員となり、一定の相談支援体制の強化が図れました。</p>

監査対象：土木管理課

所見事項	措置状況
<p>○市が法定外公共物の不法占有を放置しているとして、住民監査請求が提出された。監査結果において、市は法定外公共物を適正に管理する義務があり、条例に基づき不法占有の状況に応じて指導、措置を講じるのと同時に、解決に向けた方策を検討されるよう申し述べたところである。法定外公共物を含めた公有財産において、より適正な管理がなされるよう努められたい。</p>	<p>○法定外公共物の適正管理の啓発については、過年度より市ホームページに掲載しておりましたが、わかりにくいとの指摘もあったことから、令和2年12月に、見やすい位置に掲載いたしました。併せて、市民への周知を目的に、広報りっとう令和3年4月号に掲載し、不法占有防止の啓発を行いました。啓発と併せ、2件の不法占有解消に向けた指導をおこない、是正を確認いたしました。</p>

監査対象：会計課

所見事項	措置状況
<p>○収入、支出にかかる調書関係の不備について、以前に比べ減少しているもののまだ散見されることから、チェックおよび指導の徹底を図られたい。</p>	<p>○年度当初には「財務会計の手引き」及び事務執行に伴う留意事項をまとめた手引書を作成し、庁内掲示板にて周知しました。10月には調書起票にあたり、より細かなチェックを行えるよう「歳入チェックシート」及び「歳出チェックシート」を作成し、庁内掲示板にて周知しました。このチェックシートを利用してもらうことにより、現在は記載漏れ等が減少傾向にあります。</p>